

I はじめに

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきた季節性インフルエンザウイルスと、ウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応するため、平成24年5月に新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）が制定され、平成25年4月13日から施行された。

特措法は、病原性が高い新型インフルエンザや同様の危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等¹の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

2 本市における新型インフルエンザ等対策の経緯

平成19年度の「政府新型インフルエンザ対策行動計画」及び「茨城県新型インフルエンザ対策行動計画」の改定を踏まえ、本市においても平成20年度に「守谷市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した。

今回、特措法が施行されたことに伴い、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、病原性が低い場合等さまざまな状況

¹ 新型インフルエンザ等とは、病原性が高い新型インフルエンザや同様の危険性があり未知の感染症であり国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがある感染症を含めという。平成24年5月以降から「新型インフルエンザ等」とし、それ以前は新型インフルエンザとしている

で対応できるよう、対策の選択肢を示した「新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）及び「茨城県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）」が平成25年度に策定されたことを受け、従前の「守谷市新型インフルエンザ対策行動計画」を抜本的に見直し、新たに「守谷市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）を策定した。

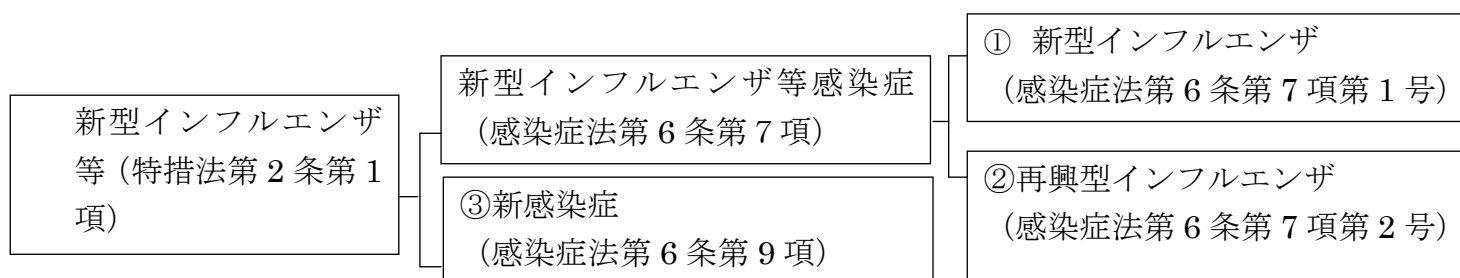
市行動計画は、政府行動計画及び県行動計画を踏まえ、本市における新型インフルエンザ等対策の基本的な方針を示すものであり、対応マニュアル等を基に具体的な対策を講じていくものとする。

新型インフルエンザ等発生時は、従来の感染症対策の枠組みを超え、危機管理としての認識のもと、全庁的な取組みを推進することとする。

また、市行動計画は、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を取り入れ見直す必要があり、政府行動計画及び県行動計画が変更された場合、適時適切に見直しを行うものとする。

なお、市行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、政府行動計画及び県行動計画と同様に、以下のとおりとする。

- 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という）
- 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの



- ① 新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがあると認められるもの
- ② かつて世界的に流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したもの
- ③ 新感染症とは、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染症の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なる疾病で国民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがあると認められるもの